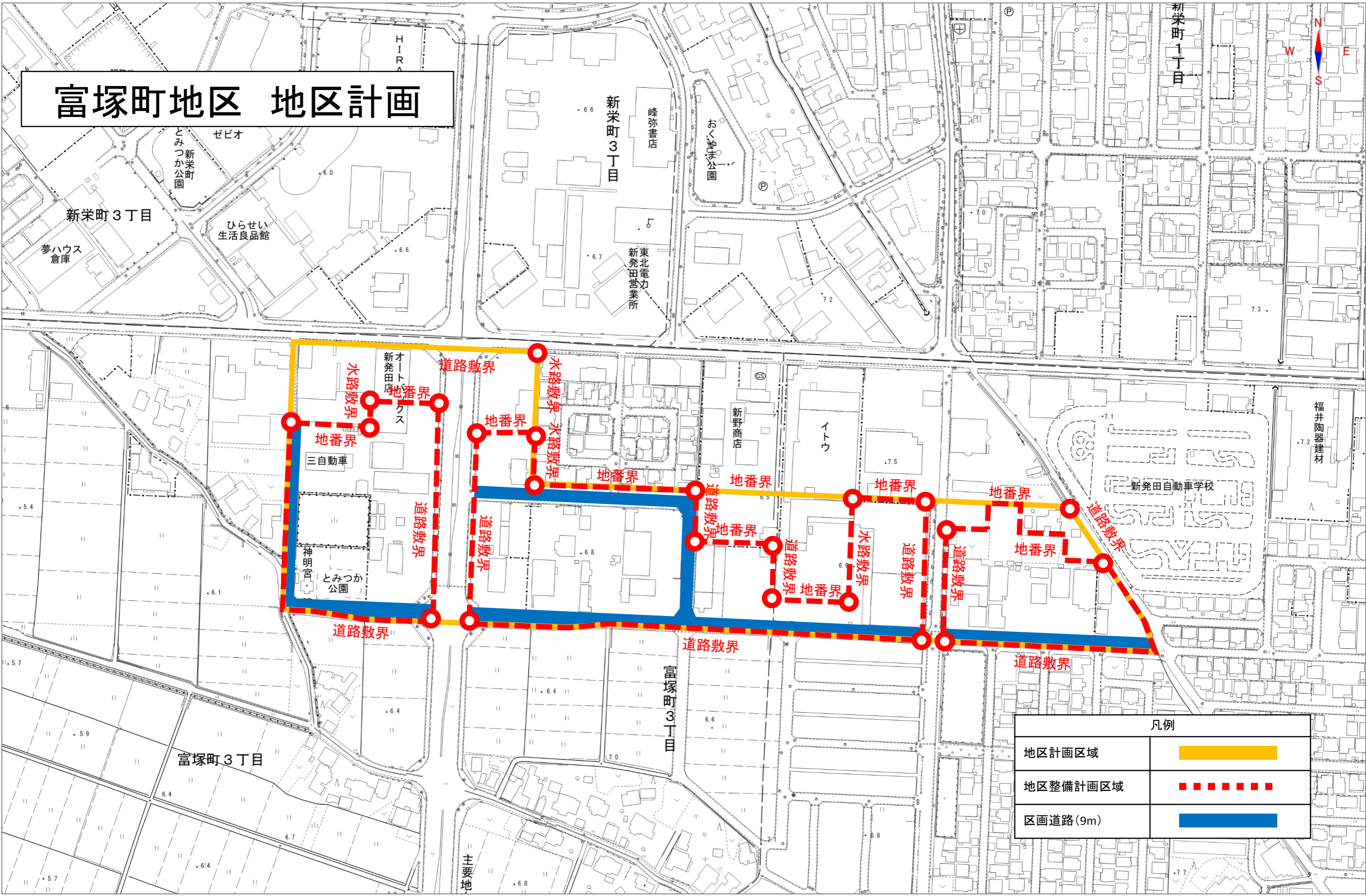


新潟都市計画 地区計画

名 称		富塚町地区地区計画	
位 置		新発田市富塚町	
面 積		約 7. 4 h a	
決 定 年 月 日		平成 4 年 5 月 2 9 日	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は新発田市の西部に位置し、主要地方道及び都市計画道路新栄町荒町線に接しており、業務・軽工業地としての市街地形成が見込まれる地区である。</p> <p>本計画は、業務・軽工業地としての土地利用を図り、良好な都市環境を形成することを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	幹線道路沿いの立地性を生かし、業務・軽工業地として土地利用を図る。	
	地区施設の整備方針	地区内の道路を適正に配置し、整備を図ることにより、業務・軽工業地としての機能を確保する。	
	建築物の整備の方針	業務・軽工業地としての形成・保全に配慮した整備を行う。	
地区整備計画	面 積	約 5. 3 h a	
	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 9 m 総延長 約 9 3 0 m	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 専用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ</p> <p>(7) 床面積が 1 5 m²をこえる畜舎</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>5 0 0 m²</p> <p>ただし、公衆便所・巡査派出所及び、その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。</p>
		そ の 他	

富塚町地区 地区計画



凡例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
区画道路(9m)	